

## 口座振替規定

1. 貴社に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引き落としのうえ支払ってください。
2. 振替日において請求書記載金額が、預金口座から払い戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲の金額を含む。)をこえるときは、私に通知することなく、請求書を返却してもさしつかえありません。
3. 請求書送付企業の都合でお客様番号等が変更になったときは、変更後のお客様番号等で引き続き取り扱ってください。
4. この契約を解約するときは、私から貴社に書面により届け出ます。なお、この届出がないまま長期間にわたり請求書送付企業から請求がない等相当の事由があるときは、特に申出をしない限り、貴社はこの契約が終了したものととして取り扱ってさしつかえありません。
5. この預金口座振替について、仮に紛議が生じても、貴社の責による場合を除き、貴社には迷惑をかけません。

以 上

(2011年5月1日現在)